

令和元年度

統一的な基準による地方公会計

財務書類

播磨町

## 1. はじめに

現在の官公庁の会計方式は、現金の収入・支出という事実に着目して整理されており、客観性の高い予算の執行と現金収支の厳密な管理という面において優れていますが、保有している固定資産などの残高や、将来負担しなければいけない負債などのストックの情報が蓄積されず、また年度ごとの実質的なコストの把握が難しいといった、長期的かつ総合的な情報が不足していました。

平成18年6月に施行した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の資産・債務改革の一つとして「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、発生主義・現金主義の考えによる会計の導入を図ることが要請され、「新地方公会計制度研究会報告書」が示され、さらには「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示されることによりすべての地方公共団体が統一的な基準による財務書類作成することを要請されております。

この要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、「統一的な基準」による財務書類を作成し、公表してまいります。

発生主義・複式簿記による財務書類を作成することにより、所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握でき、今後は他団体との比較を行うことで、財政状況の特徴や課題を明らかにし、それらの分析内容を充分活用して、より一層効率的な財政運営に取り組んでまいります。

## 2. 統一的な基準による地方公会計の財務書類とは

### (1) 財務書類の体系

地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。

### (2) 財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類とする。

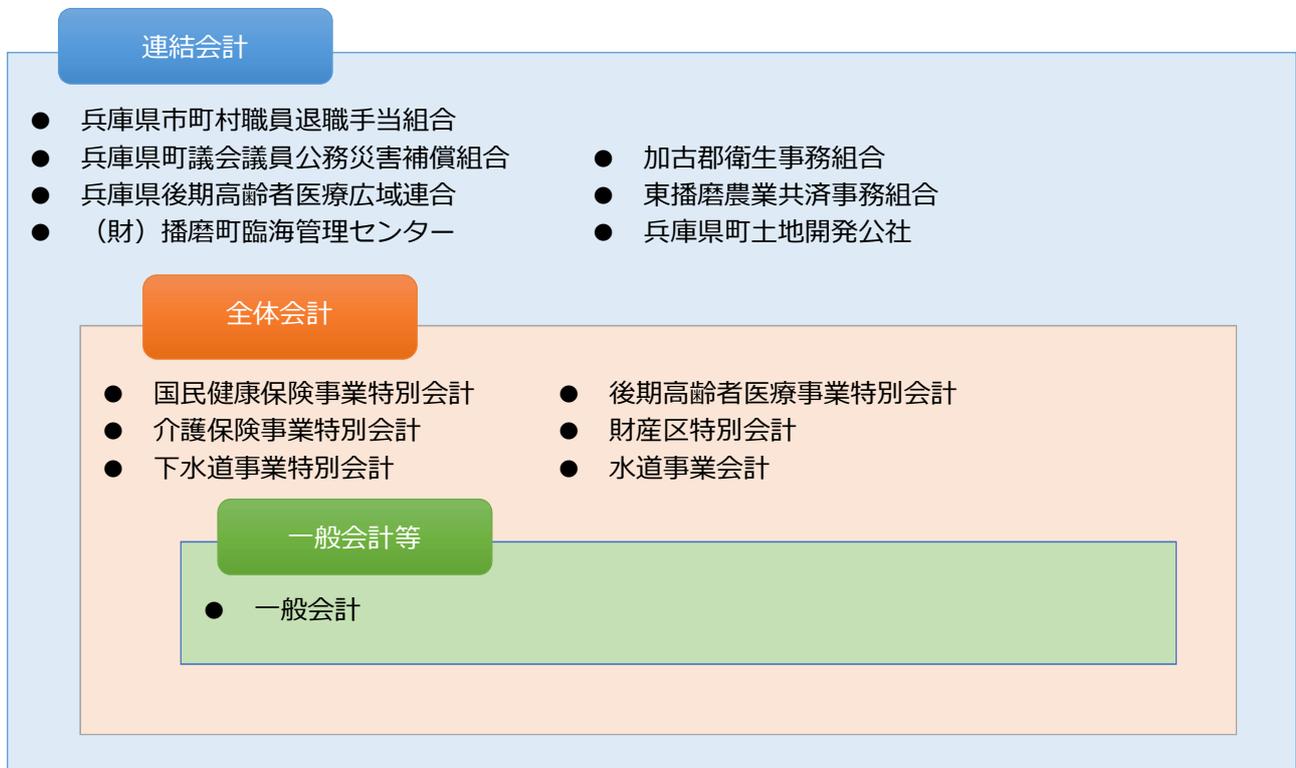
### (3) 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成する。

### (4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

### (5) 財務書類の作成範囲



### 3. 本町における財務書類

#### 1. 貸借対照表

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
<b>資産の部</b>			
<b>固定資産</b>	35,063	54,894	56,048
有形固定資産	30,894	49,262	50,279
事業用資産	17,638	17,638	18,620
インフラ資産	12,894	30,726	30,748
物品	362	898	910
無形固定資産	20	1,090	1,090
投資その他の資産	4,148	4,541	4,678
基金（減債・その他）	3,975	4,255	4,397
その他	173	286	281
<b>流動資産</b>	4,217	8,844	9,009
現金預金	715	3,973	4,136
未収金	39	204	209
基金（財政調整・その他）	3,464	4,660	4,660
その他（引当金含む）	-1	7	4
<b>資産合計</b>	<b>39,280</b>	<b>63,739</b>	<b>65,058</b>
<b>負債の部</b>			
<b>固定負債</b>	9,381	24,811	24,894
地方債	8,414	14,325	14,325
退職手当引当金	812	853	939
その他	155	9,633	9,630
<b>流動負債</b>	1,229	2,681	2,705
1年内償還予定地方債	852	1,497	1,497
賞与等引当金	107	118	122
その他	270	1,066	1,086
<b>負債合計</b>	<b>10,610</b>	<b>27,493</b>	<b>27,603</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>固定資産等形成分</b>	38,527	59,555	60,709
<b>余剰分（不足分）</b>	-9,858	-23,310	-23,254
<b>純資産合計</b>	<b>28,669</b>	<b>36,245</b>	<b>37,454</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,280</b>	<b>63,739</b>	<b>65,058</b>

## ①貸借対照表とは

貸借対照表は、地方公共団体の基準日（会計年度末）時点における資産保有状況及び財源調達状況を示した財務書類であります。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産、負債及び純資産といったストックの残高が明らかになります。

資産はインフラ資産等の将来の行政サービス提供能力を有するもの及び貸付金等の将来の資金流入をもたらすもの、負債は地方債等の将来の資金流出をもたらすもの、純資産は資産と負債の差額であり、税金等の将来の資金流出を伴わない財源等が計上されます。

貸借対照表の項目の配列については、原則として流動性配列法を採用する企業会計とは異なり、地方公共団体においては長期的な資産保有形態である固定資産の割合が高く、その財源調達についても長期的な負債である地方債の割合が高いことを重視して、固定性の高い順に配列する固定性配列法によることとしています。

## ②貸借対照表からみえること

本年度末の一般会計等の資産額は **392 億円**、負債額は **106 億円** となり、資産総額から負債総額を差し引いた純資産額は **286 億円** となっております。

資産のうち **308 億円（78.5%）** が有形固定資産となっております。その内訳として事業用資産が **176 億円（44.8%）**、インフラ資産が **128 億円（32.6%）** を占める形となっております。

一方負債は地方債が長期分で **84 億円**、短期分で **8 億円** と負債全体の **86.7%** を占めています。負債総額は **106 億円** で総資産に占める割合としては **27.0%（106 億円 / 392 億円 × 100%）** になりますが、総資産から換金可能性のないインフラ資産を除いた金額で算定すると **40.0%（106 億円 / 264 億円 × 100%）** と資産総額の約 **4 割** の負債を抱えていることとなります。

他方で、現在の資産に対する将来の世代と過去・現世代の負担割合は **1 : 2.69（負債 106 億 : 純資産 286 億）** となり、分析数値だけで見ると過去・現世代への負担が大きくなっていることがみてとれます。

## 2. 行政コスト計算書

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	9,879	16,982	21,204
業務費用	5,151	6,587	6,999
人件費	1,602	1,738	1,801
職員給与費	1,203	1,295	1,329
その他人件費	399	443	472
物件費等	3,467	4,553	4,820
物件費	2,315	2,641	2,847
維持補修費	100	122	141
減価償却費	1,052	1,789	1,829
その他物件費	0	1	3
その他の業務費用	81	295	377
支払利息	46	179	179
その他業務費用	35	116	198
移転費用	4,727	10,394	14,205
補助金等	2,305	8,716	12,524
社会保障給付	1,674	1,677	1,677
その他移転費用	748	1	4
経常収益	422	1,317	1,431
使用料及び手数料	167	898	907
その他経常収益	255	419	524
純経常行政コスト	9,456	15,664	19,773
臨時損失	0	37	37
臨時利益	69	71	71
純行政コスト	9,387	15,630	19,739

### ①行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、一会計期間における行政活動に係る費用と当該行政活動との直接的な対価性を有する使用料・手数料等の収益を対比させた財務書類となります。その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動について税収等で賄うべきコスト（純行政コスト）が明らかになります。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえるが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益と費用を対比して当期純利益を計算するのに対して、行政コスト計算書は前述の費用と収益を対比して純行政コストを計算する点で大きく異なるものとなります。これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないことや税収等を行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書に計上することと関係しているが、損益計算書の収益として計上される売上高は企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は直接的な対価性を前提とせずに住民から徴収される財源であることによります。

### ②行政コスト計算書からみえること

1年間での一般会計等の行政活動に要した経常費用は**98億円**で、経常収益は**4億円**となっております。経常費用から経常収益を差し引いた純行政コストは**94億円**となっております。（臨時分含む）

この純行政コストについては純資産変動計算書における財源で賄われることを示しています。

経常費用のうち、人にかかるコストは行政サービス提供の担い手である職員等の人件費で**16億円（16.3%）**となっております。

また、物にかかるコストは業務委託や消耗品費などの経費、減価償却費等で**34億円（34.6%）**となっております。

その他、移転支出のコストとして補助金等や社会保障関係等の扶助費があり**47億円（47.9%）**となっております。

### 3. 純資産変動計算書

(百万円)

一般会計等 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	28,731	38,912	-10,181
純行政コスト (△)	-9,387		-9,337
財源	9,330		9,330
税収等	7,163		7,163
国県等補助金	2,167		2,167
本年度差額	-56		-56
固定資産等の変動 (内部変動)		-379	379
有形固定資産等の増加		1,267	-1,267
有形固定資産等の減少		-1,051	1,051
貸付金・基金等の増加		769	-769
貸付金・基金等の減少		-1,364	1,364
その他	-5	-5	
本年度純資産変動額	-61	-385	323
本年度末純資産残高	28,669	38,527	-9,858

全会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	35,959	59,561	-23,602
純行政コスト	-15,630		-15,630
財源	15,729		15,729
税収等	10,078		10,078
国県等補助金	5,650		5,650
本年度差額	98		98
固定資産等の変動 (内部変動)		-1	1
有形固定資産等の増加		2,390	-2,390
有形固定資産等の減少		-1,824	1,824
貸付金・基金等の増加		951	-951
貸付金・基金等の減少		-1,518	1,518
その他	187	-5	192
本年度純資産変動額	285	-5	291
本年度末純資産残高	36,245	59,555	-23,310

連結会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	37,269	60,717	-23,448
純行政コスト	-19,739		-19,739
財源	19,791		19,791
税収等	12,692		12,692
国県等補助金	7,098		7,098
本年度差額	52		52
固定資産等の変動 (内部変動)		-9	-9
有形固定資産等の増加		2,390	-2,390
有形固定資産等の減少		-1,864	1,864
貸付金・基金等の増加		1,031	-1,031
貸付金・基金等の減少		-1,549	1,549
その他	133	-17	150
本年度純資産変動額	184	-8	193
本年度末純資産残高	37,454	60,709	-23,254

### ①純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表上の純資産が一会計期間においてどのように変動したかを示す財務書類となります。

純資産変動計算書においては、行政コスト計算書で算出された純行政コストが純資産の減少要因として計上され、税収等や国県等補助金といった財源が純資産の増加要因として計上されることなどを通じて、一会計期間の純資産総額の変動が明らかにされます。

純資産総額は、固定資産等形成分及び余剰分（不足分）に分類されるが、これは、純資産がどのような資産形成等に用いられているかを明らかにするものとなります。

純資産変動計算書は、企業会計における株主資本等変動計算書に対応するものといえるが、株主資本等変動計算書では資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では純資産の財源の充当先による区分が重視される点が異なります。

### ②純資産変動計算書からみえること

本年度の一般会計等における純資産は**0.6 億円減少**したことがわかります。要因は財源の調達として税収 **71.6 億円**と国や県からの補助金収入 **21.6 億円**の合計 **93.3 億円**を行い、その調達した財源を使用して、前述の行政コスト **93.8 億円**に充当しているため、余剰分（本年度差額）が**0.5 億円減少**した形となっております。

ただ、その他の財源として、行政コストに含まれる有形固定資産等の減少（減価償却・除売却）が **12 億円**と基金等の減少（取崩し）が **13 億円**あり、上記減少した **0.5 億円**の財源と併せて使用可能な財源といえます。

上記財源をもとに、有形固定資産の増加（新規取得）が **12 億円**及び基金等の増加（繰入）が **7 億円**の財源を使用しています。

## 4. 資金収支計算書

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	8,938	15,325	19,503
業務費用支出	4,173	4,898	5,265
人件費支出	1,581	1,715	1,775
物件費等支出	2,515	2,919	3,144
支払利息支出	46	179	179
その他の支出	29	85	34
移転費用支出	4,764	10,427	14,237
業務収入	9,713	16,530	20,705
臨時支出	0	1	34
臨時収入	0	1	1
業務活動収支	775	1,206	1,169
投資活動収支			
投資活動支出	1,935	2,482	2,514
公共施設等整備費支出	1,267	1,632	1,632
基金積立金支出	609	792	823
その他投資活動支出	59	58	59
投資活動収入	1,491	2,075	2,106
国県等補助金収入	55	355	355
基金取崩収入	1,306	1,433	1,464
その他投資活動収入	130	287	287
投資活動収支	-444	-407	-408
財務活動収支			
財務活動支出	818	1,445	1,447
地方債償還支出	818	1,445	1,447
その他財務活動支出	0	0	0
財務活動収入	939	1,299	1,299
地方債発行収入	939	1,299	1,299
その他財務活動収入	0	0	0
財務活動収支	121	-146	-148
本年度資金収支額	452	653	612
前年度末資金残高	79	3,136	3,340
本年度末資金残高	531	3,789	3,952
本年度末現金預金残高(歳計外含む)	715	3,973	4,136

## ①資金収支計算書とは

資金収支計算書は、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分けて示した財務書類となります。

現金収支は歳入歳出決算書においても明らかにされるが、資金収支計算書においては、資金の流れが業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分けて記載されることで資金の増減要因が明らかになるのが特徴であります。

業務活動収支が対象とする支出は基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する行政活動に係る費用のうち資産形成を伴わないものを現金主義で捉え直したものであり、収入は税金等や（業務活動に係る）国県等補助金、使用料及び手数料等を計上するものとなります。地方公共団体においては、資産形成を伴わない行政活動の他にもインフラ資産の形成等が行われるため、業務活動収支は黒字となるのが通常であります。

業務活動収支以外には、公共施設等の整備、基金の積立・取崩等に関する投資活動収支及び地方債の償還・発行等に関する財務活動収支に区分することとなっており、支払利息支出を除く業務活動収支及び投資活動収支の合算により基礎的財政収支（プライマリーバランス）を明らかにすることができます。

## ②資金収支計算書からみえること

業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分かれていますが、このうち、業務活動収支は **7.7 億円** のプラスであります。投資活動収支においては **4.4 億円** のマイナスとなります。業務活動収支の内訳として支払利息支出が **0.4 億円** あるため、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の金額は **3.4 億円** のプラス（業務活動収入+支払利息支出+投資活動収支）となります。

他方で、財務活動収支は **1.2 億円** のプラスとなっており、その内訳としては地方債発行収入が **9.3 億円** に対して地方債の償還支出が **8.1 億円** となっており、負債の負担が増えていることを示しています。